

債権管理室の業務の経過と実績

<経緯>

市税以外の債権については、回収を専門業務とする職員がおらず、債権回収に必要な知識や時間が不足していたため、十分に回収業務を行うことができなかった。

この問題を解決するため、平成23年度に債権回収専門部署として財政部内に債権管理室を設置（職員6名）し、業務改革を行った。

1 平成23年度～平成24年度

市税以外の債権の中では、国民健康保険料の収入未済額が突出して大きかった（約53億円）ため、**国民健康保険料を中心に業務改革**を行った。

※平成24年度からは介護保険料、保育料等も開始。

(1) 徴収業務移管

債権管理室の職員が交渉や差押等の手続を直接行うもの。

(2) 共同滞納整理（平成24年度から開始）

債権管理室の指導や助言により、各債権の所管課が交渉や差押等の手続を行うもの。

※業務改革の結果、平成23年度～24年度における各債権の繰越分収納額が前年度までよりも大きく上昇した（別紙1）。

2 平成25年度～平成26年度

十分な収入や財産があるにも関わらず滞納している事案については、徴収業務移管により平成24年度までに大部分が解決した（別紙2）。

また、共同滞納整理の効果により、所管課の職員も催告や差押等の事務を行うことができるようになった（別紙3）。

そのため、債権管理室の業務の見直しを行い、既存の業務は縮小し、新たな課題（私債権等）への取組に着手した（別紙4）。

(1) 市営住宅建物明け渡し訴訟の実施

入居者が失踪し誰も居住していない部屋に毎月の家賃が発生し続け高額滞納になっていた事案や10年以上も一度も家

賃を支払うことなく居住していた悪質案件を対象に実施。裁判所執行官による強制退去を断行し、新規入居者を居住させたことで、その後の新規家賃収入は確保できるようになった。

(2) 建物明渡事件以外の私債権等滞納者に対する対応

給食費やこどもルーム保育料等が対象。交渉において、訴訟により解決を図りたい意向を伝えると、自主的に一括納付または分割に応じる場合が多く、実際に訴訟にまで進んだケースは少数。

3 平成27年度の実施と次年度以降の予定

昨年度までの実施を継続するほか、次のとおり新規施策等の検討を行っている。

(1) 債権管理条例の制定

市全体の統一的な債権管理及び回収事務の適正化を図ることを目的とした条例。

(2) 弁護士委任の検討

ア 悪質案件への対応

市の給与差押命令に勤務先が従わない（違法行為）案件に対する対応。

イ 弁護士による生活相談による中間層への対応

住宅ローンや借金返済等による多額の支出に苦しみ、市税等を高額に滞納している案件を対象とし、弁護士の助言により生活設計の見直しを行い、支出を抑制することで市税等を納付する余力を生み出してもらう取組み。

※公債権への導入は柏市が全国の地方自治体で初となる取組み。

ウ 市営住宅明渡等に関する和解交渉の弁護士委任

直接的に訴訟を提起する長期失踪案件（市営住宅）や全く支払の意思を見せない悪質案件とは異なり、納付の意思はあるが支払うお金がないという案件に対する対応。

すぐに訴訟を行うのではなく、最初から和解を目的とした裁判所での手続（即決和解）により、分割納付金額や建物明渡の条件などを相手方の同意を得て決定することが目的。